

令和 2 年 度

東京都予算編成に  
対する要望事項

東京都市長会環境部会

## 目 次

### 重点要望事項

1	地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実	1
2	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	3
3	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への 財政支援等の充実	9
4	拡大生産者責任の強化	11
5	緑の保全に対する施策の充実	13
6	流域下水道事業の促進と財政援助	15
7	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への 財政支援等の充実	17
8	大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築	19
9	使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等	21
10	自然災害に対する防災体制の確立	22
11	防災事業の充実と財政措置等の確立	25

## 一般要望事項

1	アスベスト対策の強化	27
2	放射線及び放射性物質への対応	29
3	清流復活事業の推進	30
4	玉川上水等環境整備の推進	31
5	公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	32
6	生物多様性の保全推進に向けた取組の支援	33
7	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実	35
8	傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関連する現場対応	38
9	P C B廃棄物処理に関する支援	39
10	受動喫煙防止対策の推進	40
11	企業誘致制度の更なる充実	41
12	自転車安全利用の促進	42

## 要望先局別一覧

### 重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実		1	
	2	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	建設	3	○
	3	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実	建設	9	○
	4	拡大生産者責任の強化		11	
	5	緑の保全に対する施策の充実	建設	13	○
	7	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実		17	
	8	大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築		19	
	9	使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等		21	
	10	自然災害に対する防災体制の確立	総文 建設	22	○
	下水道局	6	流域下水道事業の促進と財政援助	建設	15
流域下水道 本 部	6	流域下水道事業の促進と財政援助	建設	15	○
水道局	11	防災事業の充実と財政措置等の確立	総文 建設	25	○

## 要望先局別一覧

### 一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	アスベスト対策の強化	厚生 建設	27	○
	2	放射線及び放射性物質への対応	厚生 建設	29	○
	3	清流復活事業の推進	建設	30	○
	4	玉川上水等環境整備の推進	総文 建設	31	○
	6	生物多様性の保全推進に向けた取組の支援		33	
	7	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実		35	
	8	傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関連する現場対応		38	
	9	P C B 廃棄物処理に関する支援		39	
	10	受動喫煙防止対策の推進	厚生	40	○
	11	企業誘致制度の更なる充実	総文 建設	41	○
	水道局	4	玉川上水等環境整備の推進	総文 建設	31
5		公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	32	○
12		自転車安全利用の促進	建設	42	○
下水道局	5	公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	32	○

# 重 点 要 望



要望事項	1 地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実	要望先 環 境 局
------	-----------------------	-----------

(要 旨)

環境保全を目的とした地下水、土壌、大気等の汚染対策として、各種調査体制の一層の充実のほか、原因究明と解決策の提示、技術支援と情報の共有化、財政支援を図られたい。

(説 明)

環境保全の取組としては、現状把握に努めたうえで、その変化を読み取り、迅速に対応することが重要である。加えて、市民の健康を確保する意味においても、一般環境大気、道路交通騒音・振動及び水質等の継続的な監視・調査が必要である。

これらのことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 調査・対策支援の充実

- (1) 市が行っている地下水、土壌、一般環境大気、道路交通騒音・振動、水質等の調査及び汚染対策については、必要十分な調査・対策を実施できるよう、十分な財政支援策を講じられたい。また、不法投棄等に対する相談に応じる等の技術支援を図られたい。
- (2) 自動車騒音測定（常時監視）の業務は、専門的な知識が必要であることから、調査方法やデータ解析に関する情報提供・研修を行うよう国に要望されたい。
- (3) 市に寄せられる多種多様な公害に関する相談に対応するため、現在都が行っている研修や実務説明会に加え、より一層の専門的な技術支援の充実、中堅職員を対象とした困難事例研修、個別具体的な案件への実務的な相談対応等を行われたい。

2 地下水の広域的汚染対策の充実

地下水の汚染を広範囲に拡散させないためには、早期の発見と対策が不可欠であるため、地下水実態調査をより細かく実施するよう地点数の拡大とともに、地下水脈流調査を含め、蓄積された調査データを活用した総合的かつ広域的視点から汚染実態の究明及びその解決に向けて、一層の対策を講じられたい。

3 大気汚染対策の強化

- (1) 健康への悪影響が懸念されているPM2.5について、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講じるとともに、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組み等の調査研究、シミュレーション等を継続し、都内の実態解明



を進め、汚染対策を講じられたい。

今後新規開通予定の国や都による都市計画道路の整備に当たっては、都による自動車排出ガス測定局の設置又は国による大気汚染物質監視測定局の設置の要請を行われたい。

- (2) 窒素酸化物やVOCは、光化学オキシダント発生の一因と言われている。多摩地域の一般環境大気測定結果によると、光化学オキシダントの濃度は、17 か所すべての測定局で環境基準を達成していない状況にある。

このような状況から、光化学オキシダントの発生メカニズムの解明とその対策について、引き続き調査研究を行うとともに、国に対しても積極的な対応を行うよう働きかけられたい。

また、VOC排出抑制のため、排出規制の対象とならない事業者が自主的に取り組んでいくように、より一層の施策の推進を図られたい。

- (3) 低公害車等の普及を促進させるために、公共施設等に設置する電気自動車急速充電設備に対する補助金を復活されたい。

要望事項	2 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	要望先 都市整備局 環境局
------	---------------------------	---------------------

(要 旨)

横田基地等の周辺自治体のまちづくり等に係る援助、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転、垂直離着陸輸送機オスプレイの横田基地配備への対応、航空機等の臨時的な飛来への対応、住民の安全確保のための対策、多摩サービス補助施設及び米軍府中施設の返還及び共同使用の促進、航空機騒音調査・騒音対策の充実並びに生活環境整備（飛行経路直下の地域に対する騒音調査及び財政支援）等の施策を講じられたい。

(説 明)

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、既成市街地の中にあつて、複数の自治体に跨るほど広大な面積を占めているため、基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境の面でこれまで様々な影響を受けてきている。

また、在日米軍再編や航空自衛隊航空総隊司令部移転に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。

については、都において、基地対策の一環として基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層努めるとともに、基地周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努められたい。

2 航空自衛隊航空総隊司令部の機能及び隷下航空機の飛来抑止

平成 24 年に米軍横田基地内に移転した航空自衛隊航空総隊司令部の運用に関しては、周辺住民が不安を抱かぬよう適時、情報収集及び提供に努められたい。また、これ以上の基地機能を強化しないことや総隊隷下の航空機の飛来については、必要最小限に止めるよう引き続き国に働きかけられたい。

3 垂直離着陸輸送機オスプレイの横田基地配備への対応

30 年 10 月に C V-22 オスプレイ 5 機が横田基地に正式に配備され、更に、米会計年度 2024 年頃までに合計 10 機が配備される予定である。オスプレイについては、これまでも、国内外での事故や緊急着陸などが続いていることなどにより、安全性への懸念がぬぐえない状況にある。

こうした状況を踏まえ、都と周辺市町の連絡協議会では 30 年 4 月、6 月、8 月、9 月、12 月に、また、東京都市長会でも 5 月に、オスプレイの配備に関する

要請を行ったところである。

以上のことから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

#### 4 航空機等の臨時的な飛来への対応

26年7月19日の横田基地への飛来以降、詳細な情報提供が無いまま、その後も度々、MV-22 オスプレイが飛来している。また、30年度においても、飛行場の一時閉鎖に伴い、他基地所属の戦闘機等が複数回飛来している。このような飛来には、米軍等から基地周辺自治体への事前予告は無く、飛来当日に情報提供があったのみであり、詳細な飛来目的等も明確にされていない。

このような状況にあることから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

#### 5 住民の安全確保のための対策

- (1) 横田基地所属の航空機については、過去にC-130 輸送機による事故が度々発生しており、29年7月、12月と続けて部品遺失事故が発生し、11月には物料投下訓練中に事故が発生した。

航空機事故等は人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。ついては、事故の経緯を明らかにし、原因究明を行い、再発防止を図るよう国に対し働きかけられたい。また、航空機の点検整備を強化し、安全確保の徹底を図るとともに、安全性が確認できるまではこれらの運用を停止するよう国に対し働きかけられたい。

- (2) 厚木飛行場は都外に所在していることから、特に部品落下等の事故や航空機等の配備については、市に情報が到達するまでに時間がかかっているため、都においては、積極的な情報収集、情報提供に努められたい。

- (3) 市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事につながりかねないため、軽飛行機を含むすべての航空機について、安全対策の徹底と事故防止に万全な措置を講ずるよう要請されたい。また、低空での訓練飛行、22時から6時までの夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。また、横田基地において、土曜日、日曜日、日本の国民の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行は行わないよう国及び米国に要望されたい。

- (4) 横田基地における人員降下訓練については、30年4月、切り離されたパラシ

ュートの一部が羽村市内の中学校に落下するなど、一步間違えれば人命に関わる事態が発生しているにもかかわらず、事故原因及び再発防止策の具体的な説明がないままに訓練が再開された。また、30年12月にも東富士演習場において横田基地所属の航空機がパラシュートを施設外に落下させる事故が発生しているほか、31年1月には、二日連続で横田基地における人員降下訓練中にパラシュートが開かなくなる事故が起きている。31年3月28日及び4月1日には事前通報なしに人員降下訓練が行われたため、周辺自治体は事前通報の徹底を要請したが、その2日後には再度事前通報なく人員降下訓練が実施されている。

人員降下訓練に際して事故が起これば、人命に関わる重大なものになりかねないことから、規模の大小に関わらず、事前通報を徹底するよう要請されたい。

- (5) 横田基地についての運用状況に関するホームページを開設し、離着陸訓練等に関する適切な情報提供を行うよう国に対し要望されたい。

## 6 多摩サービス補助施設及び米軍府中通信施設の返還及び共同使用の促進

- (1) 多摩サービス補助施設は、米軍のゴルフ場やキャンプ等野外レクリエーション施設として使用されている。永年にわたり地元としては、全面返還を求めてきたところであるが、29年8月に一部返還が行われたものの、いまだ全面返還には至らず、施設の使用についても一部が認められているのみとなっている。については、課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

- ① 同施設返還に向けた取組を強化されたい。
- ② 返還までの当面の対応として、使用の要件緩和と米軍との更なる共同使用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強く要請されたい。
- ③ 返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備など、地元市の要望を踏まえて、国と十分に協議されたい。

- (2) 米軍府中通信施設は、府中基地跡地留保地のほぼ中央に所在しており、当該地の土地利用を検討する上で、極めて重大な阻害要因となっている。地元市として、永年にわたり返還及び通路部分の共同使用を要望してきたところであるが、実現には至っていない。については、課題の解決に向けて以下の措置を講じられたい。

- ① 同施設返還に向けた取組を強化されたい。
- ② 当該通信施設の返還がなされるまでの期間、当該通信施設の通路部分の共同使用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強く要請されたい。

## 7 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

- (1) 都内及び周辺基地に配備されている自衛隊機及び米軍機について、航空法又は日米合同委員会合意で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、高度を厳守すること及び飛行高度等の飛行方法

についての見直しを国に対し要望されたい。また、高度測定等実態調査の実施を国に対し要望されたい。

(2) 基地の航空機騒音について、騒音の全容把握と課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

① 航空機離発着コース直下の自治体において、都は固定調査・分布調査により騒音の実態調査を行っているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、飛行コース以外の飛行差控え、飛行コース以外を通過した場合の情報提供や飛行直下の騒音が大きい場所での騒音測定の拡充を国に対し要望されたい。また、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握に、より一層努めるとともに、航空機騒音に係る環境基準を遵守するために、航空機騒音軽減措置を施すことを国に対し要望されたい。

② 25年4月から、航空機騒音に係る環境基準が、W E C P N LからL d e nに変更されたことにより、騒音測定に関する機器の購入及びリース料金、委託経費等、関係市には新たな費用負担が生じている。さらに、L d e nによる評価は「地上騒音」もその対象となることから、離着陸に伴うエンジン音とエンジンテストの音の判別等が必要となり、職員の業務量も増加している。今後もこのような負担が引き続き見込まれることから、財政支援を国に要請されたい。都においても、市町村が実施する騒音測定にかかる各種助成制度を創設するとともに、航空機騒音に関する苦情処理に対して助成措置等を講ずることを国に対し要望されたい。

また、騒音レベルはこれまでと変わらないものの、評価値に影響が出ている場所がある。特に飛行コース直下においては、W E C P N Lの評価値とL d e nの評価値で大きな差が確認されているため、その評価の違いを検証するよう、国に対し要請されたい。

③ 厚木及び入間飛行場周辺地域では、航空機による騒音が常態化している。については、通常コース以外の旋回飛行等を含めた飛行実態を十分に把握し、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。

④ 航空機騒音の評価・測定は都や関係市町村が実施しているが、その測定方法、情報公開の方法等にばらつきが見られることから、都が中心になり、研修会等を開催するとともに、評価・測定に係る助言や、情報公開内容の統一的な基準を示すよう努められたい。

⑤ 26年11月に、立川飛行場周辺が環境基準を適用する地域として設定され、都による固定調査・分布調査が開始されたが、騒音測定結果等、環境基準の達成状況について情報提供等を適宜実施されたい。

⑥ 市街地の中心に存在する立川飛行場及び朝霞駐屯地について、ヘリコプタ

一の基地間移動時の飛行経路に偏りがあるため、飛行回数が集中する場合の騒音・振動の軽減や編隊飛行は極力行わないこと、できるだけ高度飛行を心がけることを国に要請されたい。

- ⑦ 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が、30年3月に完了したが、移駐後の厚木飛行場の運用については明確に示されていないため、今後の運用に関する詳細な情報提供を国に要請されたい。
- ⑧ 30年10月に横田基地に配備されたCV-22 オスプレイは、飛行時に低周波音を発生すると報道がなされている。よって、航路直下の地域を含め、航空機騒音のみならず低周波音も含めた騒音の測定体制を構築されたい。また、現在、低周波音について基準が定められておらず、健康への被害が懸念されることから、低周波音の環境基準の設定及び、騒音の測定方法や評価方法について、早急にマニュアルを作成するよう国に要望されたい。また、CV-22 オスプレイのモード変換や低空飛行に伴う苦情が多く寄せられているため、飛行の実態を十分に把握するとともに、安全性への懸案や騒音被害の軽減に向けての施策を国に要望されたい。

## 8 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、国防政策上の対策であるという観点に立ち、以下の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。

- (1) 特に、ヘリコプターを含む航空機の排ガスによる環境汚染調査を実施されたい。また、航空機騒音等による基地周辺住民の健康調査を実施し、実態の把握をされたい。
- (2) 飛行コース以外にも旋回、飛行していることから、住宅防音工事区域を拡大するとともに、区域指定告示後の新築家屋及び改造家屋についても住宅防音工事の対象となるよう要望されたい。
- (3) 米兵及び軍属による事件や事故の再発防止と綱紀粛正の強化について、都は各基地司令官に対し、引き続き要請されたい。

## 9 飛行経路直下の地域に対する騒音調査及び財政支援

- (1) 航空機騒音に係る環境基準を適用する地域外の飛行経路直下の自治体においても、自衛隊機及び米軍機の飛行のたびに、騒音の苦情が寄せられている。その都度、陸上自衛隊立川駐屯地又は防衛省に騒音の対策を要請しているものの改善は見られず、現在も市民生活に大きな影響が及んでいる。

このことから、環境基準を適用する地域外の状況について、国に騒音の発生原因者として市民の騒音被害の現状を認識させるために、飛行経路の騒音の測定を国に対して要請されたい。

(2) 飛行経路下の第一種区域内の地域については、従来から騒音等への対応はしているものの、安全性への懸念から、資産価値が周辺と比較して低くなっている。地域の資産価値の向上を図るためには、騒音対策だけではなく、公共施設等の整備により、住みやすい街を作ることが必要となるが、公共施設の整備には多額の費用がかかり、市が単独で実施するのが困難な状況である。

そのため、第一種区域内及びその周辺地域の公共施設整備に対する財政支援の拡充を国に対し要請されたい。

要望事項	3 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実	要望先 環 境 局 産 業 労 働 局
------	-----------------------------------	---------------------------

(要 旨)

多摩地域における安定的で持続的なごみ処理を可能とするため、廃棄物処理施設等の整備に係る交付金制度の拡大及び充実について、都は国に対して要請されたい。

また、都においては、施設の更新・新設等に伴う廃棄物処理の広域的な相互支援に対する財政支援、廃棄物系バイオマスを利活用した再資源化事業等に係る財政支援等を行われたい。

(説 明)

1 循環型社会形成推進交付金の拡充

廃棄物処理施設等を新設、更新する際は、管理棟、搬入道路及び余熱利用施設といった周辺環境整備等の建設事業費が必要であるが、国の交付金の対象ではない。また、再資源化施設の大規模改修も、基幹的設備改良事業の対象ではないことから、その財政負担は非常に大きい。

これらの課題を踏まえ、次のとおり、循環型社会形成推進交付金制度の拡充について、特段の措置を講じるよう国へ要請されたい。

(1) 交付率の引上げ

現在、交付率が1/3の事業について、すべて1/2へ引上げること。

(2) 交付対象の拡大

- ① 一般廃棄物処理施設の新設、増設に伴う付帯設備及び、施設周辺環境整備事業に係る経費
- ② 一般廃棄物処理施設の安定稼働に必要な主要設備の補修・更新費、延命化のための機能回復事業に係る経費
- ③ 一般廃棄物処理施設の統廃合等により廃止される焼却施設の解体費（跡地の条件緩和）及びマテリアルリサイクル推進施設など一般廃棄物処理施設全般の解体費
- ④ 大規模災害に備えた廃棄物処理施設の強靱化（防災拠点化も含む）に伴う施設整備に係る経費
- ⑤ 再資源化施設（容器包装リサイクルの中間処理施設を含む）、粗大ごみ処理施設等の基幹的設備改良事業に係る経費

2 広域支援に係る財政支援



不慮の事故等の緊急時あるいは処理施設の更新時等において、廃棄物処理を滞らせずに環境を維持するためには、自治体間での委託契約等による広域支援が不可欠となり、多額の財政負担が生じる。

については、広域支援に係る処理経費の軽減が図られるよう、補助制度創設等の支援を行われたい。

### 3 広域的な廃棄物処理体制の構築に関する支援

同時期に建設された多摩地域の廃棄物処理施設の更新に備え、安定的な処理の確保はもとより、エネルギーの回収効率の向上や清掃工場の集約化などを念頭に、広域的な処理体制の構築に向けた調整を継続的に行うため、これらの調査研究及び建設に係る技術支援及び財政支援を図られたい。

### 4 一般廃棄物処理施設における再生可能エネルギー発電設備の認定

発電設備を伴った一般廃棄物処理施設は、災害時には自ら発電した電力で清掃工場の稼働を継続すると同時に、電力供給へも貢献してきたところである。

直近では、施設で発電した電力等を地域で利活用する事業が新たに補助制度の対象とされ、それらの発電電力の利活用の幅は広がっている。

こうしたなか、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用する場合にあっては、国がストックマネジメントの手法を取り入れ、施設の長寿命化を図るよう提言していることも踏まえ、一般廃棄物処理施設の発電設備については、現行の20年間に限らず、その全稼働期間を再生可能エネルギー発電設備としての認定期間として位置づけるよう国へ要請されたい。

### 5 再資源化事業等に係る財政支援

地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出量削減は、環境負荷の低減及び環境保全に資する重要課題であり、剪定枝・間伐材等の廃棄物系バイオマスの利活用による再生資源の利用促進は、二酸化炭素の削減及び循環型社会の形成に大きく寄与するものである。

については、廃棄物系バイオマスを利活用した再資源化事業等の推進が図られるよう、再資源化施設の整備及び再生資源の利用促進について、すでに実施されている間伐材の搬出に係る支援に加え、都において更なる財政支援及び情報提供など必要な措置を講じられたい。

## (要 旨)

生産者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方にに基づき、EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大、強化について国へ働きかけられたい。また、市町村に対する財政支援については現在の新規の施設整備を行うための支援だけではなく、継続的なリサイクルの取組にかかる施設維持管理経費についても国へ働きかけられたい。

## (説 明)

## 1 EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

容器包装プラスチックや小型家電など各種リサイクル法では、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、選別・圧縮・梱包等の中間処理及び容器回収に係る住民への周知啓発等に要する費用が市町村負担となっているため、各市町村の財政状況を圧迫している。

水銀に関する水俣条約が発効し、これまで資源物として輸出している水銀について、国内での最終処分場の確保・整備が必要となり、現状ではそのコストを収集側である市町村のみが負担することとなる。

また、蛍光管や乾電池のように有害物質を含むものが不法投棄された場合や、リチウムイオンバッテリー等が不燃ごみ等へ混入され、中間処理施設等で発火・火災が発生するなど、清掃行政に大きな影響を及ぼす事案に対して、製造販売業者等に何の責務を課されず、その処理責任が市町村に課せられている。

さらに、パソコン回収においては、資源有効利用促進法に基づく一部有償のパソコン回収に加え、平成 25 年 4 月から施行された小型家電リサイクル法での無償パソコン回収も行われている。それぞれの法律によって回収の方法が異なっているため、消費者にとって分かりにくく、製造事業者の回収再資源化料金等をめぐって誤解や不満を生じさせている。

このほか、容器包装等の資源物については、販売事業者であるスーパーマーケット等で自主的に店頭回収も行われているところであるが、コンビニエンスストアやドラッグストアでは実施している店舗数は比較的少ない状況である。

このように、パソコンや乾電池、容器包装プラスチックなど、本来、拡大生産

者責任において製造業者が回収・再資源化しなければならない製品を、各自治体の中間処理施設で処理している実情から、各市町村が対応に苦慮している。

これらの問題については、循環型社会形成推進基本法において、本来、事業者はその責務が課せられているが、拡大生産者責任にかかる具体的な仕組みを構築・改善する法整備等が進んでいない状況にある。

そこで、商品及び容器包装等に関する廃棄物の回収と3R（発生抑制・再使用・再生利用）を製造販売事業者に義務付けるとともに、その具体的な仕組み・手法等を明記する、いわゆる「EPR（拡大生産者責任）法」の整備と、市町村に対する財政支援を国に要請されたい。

## 2 鋭利な在宅医療廃棄物の適正処理の推進

感染症の危険がある使用済み注射針等の在宅医療廃棄物については、多摩地域全域で薬局回収を行っているが、一般廃棄物・資源物への混入があとを絶たず、また、収集後の手選別作業中においても、針刺し事故が発生するなど、円滑な再資源化に支障を来している。

このようなことから、特に危険性の高い使用済み注射針等については、拡大生産者責任の観点から、生産者である医療品・医療機器メーカーが、排出ルールの周知徹底、薬剤師会等と連携した新たな広域的な回収の仕組みづくりを行うよう、国や医療品・医療機器メーカーに積極的に働きかけられたい。また、都薬剤師会にも新たな仕組みづくりに積極的に関与するよう働きかけられたい。

## 3 リチウムイオン電池等の充電電池の自主回収及び充電電池による火災の防止対策

多摩地域の処理施設において、リチウムイオンバッテリーが原因と思われる火災で、処理ラインが停止するとともに本復旧のために多額の費用を要する事故が発生した。

業界団体である一般社団法人JBR Cは、資源有効利用促進法に基づき家電小売店等によるリサイクル協力拠点を設けリチウムイオンバッテリーを含む小型充電式電池の回収に取り組んでいるが、回収対象電池は打痕や圧壊など外部ダメージのない電池で、打痕や圧壊など外部ダメージがある電池や電池パックから解体された電池などは回収対象外電池となっている。

一方、東京都の市区町村においては、有害ごみとして分別し収集している団体やJBR Cのリサイクル協力拠点を紹介している団体もあり、その取扱いは統一されたものとなっていない。

不燃ごみ等へのリチウムイオンバッテリーの混入を防止し分別・リサイクルを進めるため、国がJBR Cに対し、破損・故障した充電電池を含む完全な回収体制の構築と関係機関に対する事故防止対策の周知に取り組むよう求めることを都として国に働きかけられたい。

要望事項	5 緑の保全に対する施策の充実	要望先 都市整備局 環境局 建設局 産業労働局
------	-----------------	-------------------------------------

(要 旨)

平成 22 年 5 月に示された「緑確保の総合的な方針」の中にあるとおり、都市の緑として重要な機能を担っている民有地の緑の保全には困難が伴う。

多摩地域に残されている貴重な緑（緑地・森林）を保全するため、次の事項について、引き続き積極的な措置を講じられたい。

また、令和元年度から実施された森林環境譲与税による森林の整備・保全に向けて、その趣旨を踏まえ、各自治体や地域の実情に応じた支援をされたい。

(説 明)

1 自然保護条例による保全地域

(1) 多摩地域には、市街地に近接した多様な生物が生息する貴重な自然環境である谷戸、湧水、雑木林、多摩川沿いなどの河川段丘崖に見られる樹林が一体化しているエリアがある。これらのエリアは、里山として人々の生活に密着した歴史的・文化的に貴重な存在であるとともに、都市のエコロジカルネットワークの向上など、多様な機能を有しているが、近年では減少傾向にあることから、積極的に保全地域として指定されたい。

(2) 緑地の保全は、地球温暖化対策としての二酸化炭素吸収源、防災機能及び広域的な都民の憩いの場として重要であることから、市町村の条例等により保存樹林などに指定し保全に努めているところであるが、近年では減少傾向にあることから、より一層施策を推進するため、財政措置の充実強化を図られたい。

2 特別緑地保全地区

(1) 特別緑地保全地区は、農地や屋敷林、丘陵部の樹林地等を民有地のまま保全するという公民協働による施策として、積極的に活用すべき制度である。指定された土地所有者からの買取り申出があった場合は、自治体がい取り、公有地化する必要があるが、その時期は所有者の事情に左右されることから、機動的な買取りが可能となるような支援制度の創設を検討されたい。

(2) 特別緑地保全地区の指定の促進のため、更なる税制優遇措置や買収に係る財政支援の拡充を、国に対し引き続き要望されたい。

3 都市計画公園・緑地等

都市計画決定された街区公園、特殊公園等の整備事業については、自治体の財

政負担が伴うことから、今後とも積極的な用地買収等の整備促進を図るため、都補助の更なる予算拡充を図られたい。また、公有地化後に大型台風等の対応も踏まえ必要となる維持管理費用等を対象とする補助制度の創設のほか、公園の維持管理の負担軽減を図るための管理手法の構築など、新たな支援策を検討されたい。

さらに、都立公園の存在していない市の状況を踏まえた「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定を行い、都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、狭山丘陵等の大規模近郊緑地の保全と、更なる公有化を推進されたい。また、都立公園内に、地域住民の要望を踏まえて、文化・スポーツ・レクリエーション施設や防災機能を有する施設等を整備されたい。

#### 4 景観法に基づく良好な景観の維持

市の景観計画に位置付けられている、良好な景観の形成を推進する必要がある地区内において、都管理施設（道路、河川、公園等）の整備等を計画するに当たっては、その周辺の景観形成を踏まえたものとなるよう、市と十分な調整を図られたい。

#### 5 森林環境譲与税

森林環境譲与税の趣旨を踏まえ、適切な森林の整備・保全がなされるよう、各自治体への支援を行われたい。

- (1) 森林に関する問題点や課題については、多摩地域の中でも地域により大きく異なっている。このような実情を的確に把握し、立地条件等に応じた柔軟な支援策を検討されたい。財源の配分に当たっては、森林整備や木材利用に限定することなく、都市部における緑地保全や地球温暖化対策等に資する取組も対象とするなど、森林を有しない自治体の環境施策にも寄与する仕組みとされたい。
- (2) 森林は行政境に関係なく連続していることが多いため、複数自治体での事業展開など広域的な対応についても、支援を検討されたい。
- (3) 大都市に近接する多摩の森林を活用することにより、地元や都会の人々が森林に目を向け、交流を盛んにする取組を支援されたい。
- (4) 使途に苦慮する自治体も少なくないことから、森林環境譲与税に関する国の動向など、必要な情報の適切な提供を行われたい。
- (5) 森林吸収源対策としての制度の趣旨や財源確保策について、都市部の住民も含め、広く国民の理解が得られるよう、十分に周知・説明をされたい。

要望事項	6 流域下水道事業の促進と財政援助	要望先 都市整備局 下水道局 流域下水道本部 建設局
------	-------------------	--

(要 旨)

下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。については、流域下水道事業の促進等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

(説 明)

- 1 流域下水道事業建設負担金の財源として流域下水道事業債を起債しているが、昨今の金利情勢に比べ著しく高金利の残債があり、利子償還の負担は下水道財政を圧迫している。については、平成 19 年度から 24 年度まで実施された公的資金補償金免除繰上償還制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 流域下水道事業は、事業の進捗に伴って建設に要する経費の一部を関係市が負担しており、各市財政にとって大きな負担となっている。流域下水道事業は処理区域が複数市にわたり、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものであり、広域の見地から施策を推進する必要があることから、これまでの負担ルールを見直すなど、流域下水道事業にかかる市の財政負担の縮減を図られたい。
- 3 閉鎖性水域の水質保全のための下水の高度処理及び流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市の負担軽減を図られたい。  
関係市において下水道使用料収入の減少傾向が見込まれるなかで、維持管理負担金については下水道行政に大きく影響していることから、効率的な維持管理の徹底及び更なる経営努力を図り、現行の負担金単価を引き下げられたい。  
また、特に汚水排除の出所特定ができない不明水の処理に当たっては、流量調査等の結果に基づき、実態に即した負担割合とするため、現行の「維持管理費に関する申合せ事項」について見直されたい。
- 4 局地的集中豪雨等による浸水対策のうち、区域が複数市にわたるものについては、効率的・効果的に整備を進めるため、広域的な事業として流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備に努められたい。併せて、市が行う雨水対策に対し、都がこれまで培った知識、ノウハウを活かした積極的な技術支援を行うとともに、市の公共下水道と都の流域下水道が一体となって、事業費の縮減と効果の早期発現に配慮した雨水対策を進められたい。
- 5 単独処理区の流域下水道への編入は、東京湾の水質改善と多摩地域の高度防災

都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることを目的としており、広域的見地から施策を推進することが重要である。

この編入には諸課題の解決や多大な経費が必要となることから、技術支援及び確実な財政支援を図られたい。

- 6 近年頻発する集中豪雨の影響により、流域下水道幹線のマンホール、または、その接続点付近の公共下水道管マンホールから汚水が噴出する事象が発生している。

直接的な要因は、汚水管への雨水の大量流入によるものであると考えられるため、流域下水道幹線や水再生センターの改良等による汚水噴出事故防止対策を講じるとともに、汚水が噴出した際には、事後処理に係る費用を流域下水道維持管理負担金で賄う等の対応により、市の財政負担の縮減を図られたい。

要望事項	7 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

国際的な地球温暖化対策の枠組みであるパリ協定が先の平成 28 年 11 月 4 日に発効され、国も国連に批准書を提出した。国際的な地球温暖化対策の動きが加速するなか、国が掲げる温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比 26%削減する目標の達成に向け、地球温暖化対策を更に推進するためには、国が策定した地球温暖化対策計画にも示されているとおり、自治体が地域の特性に応じた対策に率先して取り組むとともに、市民や事業者も対策に取り組むことが必要である。ついては、公共施設への対策や自動車交通の低炭素化を含め、市区町村が推進する省エネルギー・新エネルギー対策に対し、一層の財政支援等の充実を図られたい。

(説 明)

- 1 家庭における省エネルギー設備等の補助等、市区町村が展開する地域特性に応じた地球温暖化対策を進められるようにするため、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」について、各市の実情に合った取組に対して、市町村からの相談により条件の緩和等柔軟な支援ができるよう制度の見直しを検討されたい。
- 2 先進的技術の導入促進だけでなく、継続的な地球温暖化対策の導入を図るため、市町村が推奨する次の事業等に対して、財政支援及び技術支援と情報提供を行われたい。
  - (1) LED等による照明機器の高効率化、空調機のインバータ化等による建築物の省エネルギー性能を高める事業
  - (2) 太陽光発電・太陽熱利用、風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギーの活用のための普及事業及び燃料電池（業務用SOFC）等の設備導入
  - (3) ヒートアイランド現象防止や夏期の省エネに効果が高いとされている屋上・壁面緑化等の緑化事業
- 3 市民レベルでの地球温暖化対策充実のため、省エネルギー設備導入、再生可能エネルギー導入等への直接補助又は間接補助の充実を図るよう国に財政支援の復活を働きかけられたい。
- 4 温室効果ガス削減の観点からは、公共施設の省エネルギー・新エネルギー化は、その効果が極めて高く、市町村が率先して取り組むべき課題である。古い設備の更新や庁舎を含む新たな公共施設の建設に際して、継続した財政支援及び技術支



援を行い、市町村と一体となって地球温暖化対策を推し進められたい。

5 都は、「熱は熱で 太陽熱で」キャンペーンを実施し、太陽熱エネルギーの利用促進に努めている。一方、事業者を対象とした「集合住宅用太陽熱導入促進事業」は、27年度で終了した。都が進める太陽熱利用を市町村において積極的に推進するため、太陽熱に関する情報提供を行われたい。

6 自動車交通の次世代化は広域的な課題であることから、自動車交通のZEV化に関する次の事業等に対して、都が主体となって導入促進を図るとともに、市区町村への財政的支援を講じられたい。

- (1) EV（電気自動車）及びFCV（燃料電池車）の普及に係る事業
- (2) 急速充電設備等、EV充電インフラ整備に係る事業
- (3) 多摩地域における水素ステーションの導入事業

また、米国カリフォルニア州におけるZEV規制や欧州連合におけるZEVクォーター制度に準じた政策を講じられたい。

要望事項	8 大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築	要望先 環 境 局
------	------------------------------	-----------

(要 旨)

原則、災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、市町村で処理を行うとされているが、大規模災害の発生時における災害廃棄物については、市町村の行政区域を越えた中間処理、最終処理が想定されるため、災害時に備え、多摩地域の市町村として、広域的な中間処理及び最終処分の体制を早急に構築する必要がある。

については、都内で発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の実現に必要な、多摩地域全体を包括的に捉えた広域処理体制やルール構築のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を講じるなど、先導的な役割を果たされたい。

(説 明)

1 市町村における個別計画策定の支援

災害廃棄物の広域処理体制構築の前提となる各市町村の「災害廃棄物処理計画」の策定について、各自治体の状況に応じた技術支援を図られたい。

2 広域処理体制の整備

多摩地域の市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築及び特別区を含めた都内での選別等中間処理のルール化のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を図られたい。

3 最終処分についてのルール化

災害廃棄物の処理で発生した焼却灰及び不燃物等の多摩地域での最終処分について、東京たま広域資源循環組合及び西秋川衛生組合の最終処分場への搬入等に係るルールの共有化のための技術支援を行うこととともに、その運用費用に対する財政支援制度を創設されたい。

4 特別区等・都との連携体制の整備

大規模災害においては産業廃棄物に近い災害廃棄物が一度に大量に発生し、また、処理を担う自治体職員等も多くが被災することが想定されることから、平時と同様の処理体制を確保することは困難である。

また、広域に被災した場合、近隣自治体間の相互支援も難しく、処理を担う自治体職員等も多くが被災すると想定されるため、災害時における個別の関係市町村間の連携については、平時におけるような技術的・財政的な相互支援は難しく、関係市町村間の個別交渉では、利害関係が前面に打ち出されるため、連携の動き

そのものが当初から頓挫しかねない。

大規模災害時における災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、多摩地域内の全体で連携した広域的な処理の仕組み作りを実現させることが重要であり、そのための技術的・財政的支援策を講じるなど、先導的な役割を果たされたい。

また、多摩地域と特別区等との相互応援協定の締結や、多摩地域内の市町村から都への事務委託の方法やルール化に係る具体的な検討のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援制度を創設されたい。

要望事項	9 使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等	要望先 環 境 局
------	--------------------------------	-----------

(要 旨)

国が制度を検討していた時点より、金属市況が悪化しており市況回復の要素も当面見当たらない。認定事業者への引渡しが逆有償になるような現状において、制度を維持・推進するためランニングコストに関する各市町村への補助制度を創設するとともに、国に対しても必要な財政措置を行うよう要望されたい。

(説 明)

小型家電リサイクル法の施行から6年が経過し、回収や収集・リサイクルに取り組む市町村が増えている一方、本制度に対する課題も明らかになってきた。

現在、都が行っている「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」では、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のために必要な経費のみを補助対象としており、リサイクルを推進する取組みに対するランニングコストについては補助対象外となっている。

については、多摩地域の複数市町村にまたがる広域的なリサイクルシステムの構築、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストを補助対象に追加するなど、更なる都の積極的関与を進めるとともに、都と市町村の連携の推進を図られたい。

さらに、近年の金属市況の悪化は深刻で、回復の兆しも見当たらない状況にある。その結果、認定事業者が有償で引き取っていた小型家電製品について、逆有償となる事態も想定される。

こうしたことから、安定した制度の維持を図るため、都において補助制度を設けるなど財政支援を行うとともに、国に対しても必要な財政措置を行うよう要望されたい。

要望事項	10 自然災害に対する防災体制の確立	要望先 総務局 都市整備局 建設局 環境局
------	--------------------	-----------------------------------

(要 旨)

東日本大震災の教訓や被害想定の見直し、また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震での被害状況等を基に、地震など大規模な災害時や風水害、雪害等突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制の早期構築を検討されたい。

(説 明)

1 帰宅困難者対策

- (1) 帰宅困難者の一時滞在施設が大幅に不足している現状を踏まえ、東京都地域防災計画に基づいて、都が所有・管理する施設のうち帰宅困難者を一時滞在施設として追加指定するとともに、主要ターミナル駅周辺自治体や国等が所有する施設を災害時に提供する体制を整えられたい。また、東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業については、補助限度額や補助率（購入経費の 5/6）の更なる引上げなど、補助要件の緩和を図られたい。
- (2) 東京都防災マップや帰宅困難者対策ハンドブックなどによる各種情報の更なる周知を図るなど、引き続き公共交通機関利用者の一層の安心確保に努められたい。
- (3) 「災害時帰宅支援ステーション」の更なる拡充のため、引き続き積極的な PR に努められたい。

2 都有施設の避難所としての活用

都有施設を避難所として活用するに当たっては、事前に市町村と施設管理者の間で協議することとされているが、協力が得られにくい状況である。地域の実情を考慮して柔軟に協議に応じるよう、施設管理者へ周知徹底するなど積極的に協力されたい。

3 災害時緊急対応情報の提供

災害時においては、住民や市町村が入手できる情報に限度がある。都はホームページやツイッターなどによる災害情報の周知を行っているが、これらを検証し、より住民に届きやすい実効性のある情報提供体制へと強化を図られたい。また、「災害情報システム」や「Lアラート」をはじめ、都が保有・発信している情報を各市町村と共有できるよう体制の更なる充実強化を図られたい。

4 広域的な連携体制の更なる強化

24年4月に発表された東京都防災会議による首都直下地震の被害想定の見直しでは、多摩地域がこれまで以上に大規模な被害想定に見直された。また、多摩地域特有の土砂災害等風水害や大雪による被害への対応も必要であり、26年7月に修正された東京都地域防災計画風水害編では風水害等による孤立対策なども改めて盛り込まれていることから、多摩地域と区部と都の連携体制を更に強化されたい。

#### 5 大雪降雪後の孤立集落対策及び市民生活早期回復のための支援

多摩地域は、ひとたび大雪に見舞われると、孤立集落の発生や交通インフラの混乱など市民生活に大きな混乱が生じる。このような事態が発生した際、迅速に対応し、早期の安全確保及び市民生活の回復が図られるよう、災害対応に当たる人的支援や国道・都道等幹線道路の早期除雪体制の整備、除雪費用等の財政的支援など大雪時の支援対策の更なる強化を図られたい。

#### 6 土砂災害防止法改正に伴う市町村への支援強化

26年度に土砂災害防止法が改正され、市町村には避難体制や情報伝達体制の充実・強化が求められている。今後住民の避難につながる防災意識の向上のための施策として、防災教育や地区単位でのハザードマップ作成などに当たり、市町村の対策の実効性を上げるための支援及び連携体制の強化を図られたい。

また、丘陵地付近や山間地では、避難所が土砂災害警戒区域に含まれることにより、土砂災害警戒区域に居住する住民等に安全な避難先を確保することができない事例が発生しており、市町村での対策が急務である。このことから、土砂災害警戒区域に含まれた避難所の整備等に関する財政的支援を早期に図られたい。

さらに、土砂災害警戒区域等に指定された急傾斜地等を所有する地権者にとって、当該斜面の崩壊対策工事を実施することは、資金面から非常に困難であるため、崩壊対策工事に対する補助の充実を図られたい。

#### 7 災害拠点病院・災害拠点連携病院間等の情報伝達体制の確立

災害時医療においては、音声のみの伝達では誤解が生じ、負傷者の生命に関わる可能性もあるため、文字情報の伝達可能な通信機器の配備が必要とされている。

このため、災害拠点病院に配備されている東京都防災行政無線FAXを、災害拠点連携病院や緊急医療救護所、二次保健医療圏等の災害医療機関においても配備されたい。

また、被害想定や災害拠点病院の病床数の現状から、地理的条件や実利用可能病床数など、地域の実情を踏まえ、多摩地域に新たに災害拠点病院を指定されたい。

#### 8 井戸の設置規制の緩和

発災により水道管等に被害が生じることで給水に支障を来す可能性があること

から、防災拠点となる市庁舎や、避難所となる公共施設、医療救護の拠点となる病院、とりわけ、「透析」を実施する病院においては、安定した給水の確保が不可欠であり、平常時から井戸を設置するとともに発電設備を用意することが重要である。

しかし、東京都環境確保条例による地下水の揚水規制があるため、平常時に十分な水量を利用できないことから、井戸を設置するインセンティブが働かない。よって、公共機関等における井戸の設置に対して、地下水揚水規制の緩和を検討されたい。

要望事項	11 防災事業の充実と財政措置等の確立	総務局 要望先 都市整備局 水道局
------	---------------------	-------------------------

(要 旨)

東日本大震災や平成 24 年 4 月に発表された首都直下地震による被害想定の見直し、また、28 年 4 月の熊本地震の発生により、防災事業の重要性が高まっているところから、防災事業の充実及び積極的な措置を図られたい。

(説 明)

- 1 ヘリポートや備蓄倉庫等防災施設の充実に努められたい。

緊急時や災害時に孤立する恐れがある地域での救助活動や、山林火災の消火活動に必要な災害対策用ヘリポートについて、引き続き整備の促進に努められたい。

また、市町村においては、都の寄託物資保管場所の更なる確保は困難であるため、東京都多摩広域防災倉庫の活用など保管場所を積極的に確保されたい。

- 2 臨時災害放送局は、災害時に避難情報や避難生活を支援する情報を提供する有効な情報提供手段であるが、この放送局は、自治体からの開局申請後に周波数が割り当てられるため、開局までに数日を要することが想定される。

必要な際に即時に開局し、情報伝達手段として機能するよう、周波数の事前割当てについて、国に対して、積極的に働きかけられたい。

- 3 地方公共団体は地域防災力の充実強化を図ることが責務となっていることから、現行制度に加え、消防団、自主防災組織が使用する施設等の整備に係る新たな補助制度の創設等の財政措置を拡充されたい。また、国や各種団体の補助制度に変更が生じた場合については、市町村に対し引き続き速やかな情報提供をされたい。

さらに、災害時における給水拠点等での応急給水及び初期消火に有用であり、自主防災組織からの要望が多いスタンドパイプの配備について、自主防災組織の活力を最大限に生かすため、以前実施されていたスタンドパイプ資機材の貸与事業の再開や、補助制度の創設を検討されたい。

- 4 公共建築物は災害発生時に避難所や支援物資の保管等を行う重要な施設となることから、耐震改修並びに非構造部材の耐震化について引き続き積極的な支援を行われたい。

- 5 ヘリサイン（公共施設名称の屋上表示）整備促進に向け、その費用について財政支援を行うとともに、都は国に対し引き続き補助制度の創設を働きかけられた



い。

- 6 市町村が地域防災計画を修正する際の事前相談や調整、計画策定の支援にとどまらず、事前調査等に対する補助制度を創設されたい。
- 7 指定避難所の防災備蓄品の購入について、地方交付税の算定基礎の充実を引き続き国へ働きかけられたい。また、都による補助制度を創設されたい。
- 8 災害発生後の被災者の生活再建支援を迅速かつ円滑に行うため、28年度に各市町村による東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が設立され、被災者生活再建支援システムの実施体制整備が進んでいるが、その運用に係る費用に対して財政支援を行われたい。

また、住民が各種支援策を受ける際に、住家被害を対象とした「り災証明書」以外の証明書提出を求められることがあることから、自治体がそれぞれの判断で「被災証明書」等を発行している状況がある。自治体間で対応に差異が出てしまう恐れがあるため、市民に不利益が生じないように、引き続き国に対し被災証明書の制度化を検討するよう働きかけるとともに、都としての発行基準を検討し、早急に指針等を示されたい。

- 9 防災行政無線のデジタル波移行に伴う各市区町村の設備整備等について、国の補助事業や起債事業はあるものの、市の財政的な負担が非常に大きく、事業推進が困難である。よって、国に対して財政支援の拡充を強く要望するとともに、都として新たな補助制度の創設を図られたい。
- 10 大規模地震時の電気火災の発生を抑制し、被害を未然に防止するため、感震ブレーカーの設置に対する補助制度を創設されたい。併せて、夜間発災時に感震ブレーカーが作動し照明が消えることで、脱出困難となることも考えられるため、本補助制度は補助灯等の整備を含めたものとされたい。

また、設置の義務化等、感震ブレーカーの普及に係る法制度の整備や財政措置を国に働きかけられたい。

# 一 般 要 望



要望事項	1 アスベスト対策の強化	都市整備局 要望先 環境局 福祉保健局
------	--------------	---------------------------

(要 旨)

大気汚染防止法、建設リサイクル法、環境確保条例等により、建物への石綿使用状況の事前調査の義務付けなどアスベスト対策の強化が行われているが、まだ課題も多く、今後、建物の老朽化に伴うアスベスト使用建物の解体件数の増加が見込まれることから、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するため、更なる財政支援、情報提供及び技術支援を図られたい。

また、国及び関係機関に対しても、必要な対策を講じるよう働きかけられたい。

(説 明)

1 健康被害や解体に伴う調査に係る財政支援の充実

- (1) アスベストによる健康被害について、近隣住民、作業従事者等の被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者救済策の拡充等の措置を講じられたい。
- (2) 個人や中小企業、地方公共団体等が行う成形板等も対象としたアスベスト含有調査や、除去工事に係る経費について、建設リサイクル法に基づく届出先である都における助成制度の創設を図られたい。
- (3) 各市町村でもアスベスト大気調査が実施できるよう更なる財政支援を図られたい。また、アスベストの問題は都民の関心の高いことから、より細かい測定ができるよう、現在の多摩地域1か所（南多摩）に加え、2か所程度の定点測定場所（北多摩、西多摩）の増設も検討されたい。
- (4) 周辺住民の安全確保及び不安解消を図るためには、建物におけるアスベスト含有建材使用の有無を迅速に判定する必要があることから、都からのアスベスト簡易測定装置のレンタルではなく、購入に係る補助制度を創設されたい。

2 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用に当たっての情報提供・共有体制の強化

- (1) 法改正等により市町村の事務内容に変更が生じる場合には、一方的な通告とならないように、十分な期間をもって協議するよう国に働きかけられるとともに、都においても適切に対応されたい。
- (2) 法改正の施行状況に鑑み、アスベスト問題に総合的に対応できるよう、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る法的措置を、引き続き国に要請されたい。

3 アスベストの適正除去、処理等に係る技術支援の強化

- (1) 建築物解体時等において、飛散防止措置を取らないまま無届で行われる事例や、ずさんな工事事例が散見されることから、建物の解体に当たっては、大気汚染防止法を始めとする関係法令に基づくアスベスト含有建築材の事前調査の実施や届出について、事業者への周知を徹底されたい。また、建設リサイクル法に基づきリサイクルされたコンクリート塊等の再生砕石にアスベストが混入しないよう周知徹底を図るとともに、事前調査の実施に関しては実効性ある対策を講じられたい。
- (2) アスベスト含有廃棄物については、すべて埋立て処分としているが、今後、建築物の老朽化による解体等に伴い、多量に排出されることが予想される一方、処分場における受入れ量には限界があるため、他の方法についても検討を国に働きかけられたい。
- (3) 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月環境省）」では、災害時に発生したがれき等に含まれる廃アスベストの取扱いや、半壊・倒壊の建築物等の解体に係る指導等は市町村が行うこととされている。

しかしながら、災害時の廃アスベストの発生量は予測が難しく、混乱する現場において解体等の届出の受付から審査、そして検査、更に廃アスベストの収集・運搬、処分等の処理ルートについても市ごとに体制を構築することは困難を極め、マニュアルだけでは実際の災害時の対応は難しいと予想される。

については、災害時の大気測定体制、解体現場への立入りなど監視体制の強化や、特別管理産業廃棄物の広域的な一時保管体制等について、各市町村への支援とともに、都における広域的な体制を構築されたい。
- (4) 17年に特定行政庁である都多摩建築指導事務所が調査した1,000㎡以上の民間建築物を対象としたアスベストの使用状況の調査結果は、使用された建築物を事前に把握することができるだけでなく、災害時の廃アスベストの発生量を予測し、今後、市町村で災害廃棄物処理計画を策定していくうえで極めて重要な情報であるため、市ごとに編集し該当する市へ提供されたい。

さらに、1,000㎡未満の建築物についても調査を行い、該当する市へ情報提供されたい。
- (5) 大気汚染防止法の一部改正を受け、市区に立入検査権限が付与された。都においては引き続き立入検査により発覚した法違反への行政処分にあたっては、法の運用上の助言や国との連絡調整に関して、十分な支援策を講じられたい。

要望事項	2 放射線及び放射性物質への対応	環 境 局 要望先 福祉保健局 産業労働局
------	------------------	-----------------------------

(要 旨)

放射性物質への対応として、空間放射線測定を継続的に行うとともに、市町村に対して大気中の放射線量の測定結果を正確かつ速やかに情報提供するとともに、適宜的確な助言を行い、必要に応じて対策等を講じられたい。

さらに、農水畜産物や食品に対する放射線量の測定及びその結果の公表を引き続き徹底するとともに、放射性物質に汚染された農水畜産物や食品、土壌等の測定・除染に対する財政支援等の対策を講じられたい。

(説 明)

福島第一原発の廃炉作業は長期化しており、放射線及び放射性物質に対する次の事項について、継続した対策を講じられたい。

- 1 都内の空間放射線量は安定しているが、住民の不安払拭のためには大気中の放射線量を複数地点で連続測定することが不可欠であることから、現在の測定方法を維持すること。
- 2 現在、都で実施している水道水、降下物、土壌の分析を継続すること。また市町村ごとの実情に合わせ、技術支援及び財政支援を講じること。
- 3 福島第一原発の事故直後、市が管理する敷地において、年間1 mSv を超える土砂や落ち葉等が確認されたため、除染し、現在も保管している状況である。これらの処理方法について、国とともに対策等を講じること。
- 4 腐葉土・剪定枝堆肥の生産については、現在、都内農家の一部が再開しているが、対象が限定されており、全面的な自粛解除には至っていない。循環型社会の形成に向けて、農家以外の一般市民が自ら生産・施用する腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて、自粛解除に向けての取組を迅速に進めるとともに、その進捗状況に関する情報提供を適宜行うよう国に要請すること。

要望事項	3 清流復活事業の推進	都市整備局 要望先 環境局 建設局
------	-------------	-------------------------

(要 旨)

生物との共存ができる環境の保全及びその回復に向け、清流の復活、水源林や河川堤外地の確保、憩いとやすらぎのある空間の整備等、水辺環境や水量の回復等の水循環再生に係る総合的施策を強力に推進されたい。

(説 明)

多摩川や浅川をはじめとする一級河川は、都市化の進展や下水道の普及に伴い、水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。このため田畑・丘陵地等の緑を保全して保水機能を高めるとともに、あわせて雨水を浸透させる施策を推進し、水循環を取り戻す必要がある。

- 1 湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、地下水の涵養・総合治水の役割を持つ雨水を地下に浸透させる施策の推進、湧水源や水源地の公有化、清流の復活や水量の確保策等といった、水循環の形成に資する多面的な施策を推進されたい。特に、都が管理する一級河川（残堀川、野川、仙川、空堀川、黒目川、南浅川等）について、同様の取組を推進されたい。
- 2 都民の貴重な水と緑の空間である河川整備に当たっては、自然環境と景観を保全・育成する「多自然川づくり」を進め、美しい景観や魚、水辺の鳥、昆虫、小動物等が生息できるような生態系に配慮した改修整備を図られたい。
- 3 瀬切れの起こる都の管理河川のうち、野川、残堀川、空堀川及び川口川については、都が対策として不透水層の設置による河床の改良等を実施しているが、未だ水量の回復が実感できるレベルには至っていない状況である。ついては、引き続き更なる改善措置等を講ずるとともに、その他の管理河川については原因調査等を行い、瀬切れを起こさない河床の改善、新たな水源の確保等の改善措置を講じられたい。

要望事項	4 玉川上水等環境整備の推進	要望先 環境局 建設局 水道局 生活文化局
------	----------------	-----------------------------------

(要 旨)

玉川上水や野火止用水、千川上水、また熊川分水等の分水が有する貴重な環境を保全していくために、訪れる人々がこの土木遺構に親しむことができ、後世へと永遠に引き継いでいけるよう、沿線の環境整備を引き続き図られたい。

(説 明)

- 1 「史跡玉川上水整備活用計画」の対象区間で緑道が整備されていない箇所の整備を進めるとともに、計画の対象区間に含まれない上流部についても、緑道の整備を図られたい。
- 2 老朽化した桜等の樹木の植替え・剪定を実施するとともに、バリアフリー対応や周辺の市街化に対応した公園灯の設置及び多くの要望が寄せられているトイレや休憩施設の更なる整備を行い、緑道の維持管理の充実・強化を図られたい。
- 3 散策路の整備に当たっては、周辺の道路事情等を考慮し、スムーズな散策ルートが形成されるよう検討されたい。また、上水及び用水と交差する都市計画道路等の整備においては、周辺環境との整合を十分に図られたい。
- 4 野火止用水においては、平成 19 年の国有財産の譲受け以来、沿線市が管理を行っているが、法面の崩壊や樹木の高木化が進んでいる。広域的な文化的事業の観点から、適切な保全についての支援を実施されたい。



要望事項	5 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	都市整備局 要望先 水道局 下水道局
------	----------------------	--------------------------

(要 旨)

公共下水道事業に係る財政負担の軽減等を図るため、次の対策を講じられたい。

(説 明)

- 1 公共下水道建設事業の主要な財源は起債であり、その償還に伴う支払い利息の増加は、下水道財政の圧迫要因となっている。  
 ついては、平成19年度から24年度まで実施されていた公的資金補償金免除繰上償還制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 下水道ストックマネジメント計画に基づく公共下水道施設の維持・修繕及び改築に対する財政支援について、補助率の改定や対象要件の緩和など、更なる拡充、強化を講じられたい。
- 3 水道局に委託している下水道使用料徴収に係る経費については、市全体の経費を水道給水数及び下水道使用数での按分による負担割合とすると定められているが、本来の下水道料金の徴収に必要な経費のみの負担となるよう、規約改正を含め算定基準の見直しを図られたい。
- 4 市町村下水道事業都費補助金については、公共下水道終末処理場建設に係る元金償還金を除き、他の社会資本関係の都費補助に比べ補助率が著しく低いため、同じ社会資本を形づくる重要な施設であることを鑑み、補助率の引上げを図られたい。

要望事項	6 生物多様性の保全推進に向けた取組の支援	要望先 環 境 局
------	-----------------------	-----------

(要 旨)

生物多様性の保全推進に向けた、生物の生息状況等の現状や課題の把握、希少種や既存の生態系の保全、外来種対策等の市町村が実施する取組について、支援の継続と拡充を図られたい。

(説 明)

生物多様性の保全は、都全体を対象とした取組と各地域の実情に応じた取組を組み合わせ、継続的に実施することによって実現に近づくものであり、特に地域における取組は、地域住民と一体となった長期的な展開によってこそ効果を発揮する。

そこで、生物多様性の保全に向け、都と各市町村が一体となって、より実効性ある取組とするため、以下の措置を講じられたい。

1 「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」の拡充

「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」における市町村の生物多様性地域戦略策定に対する補助について、市町村において地域の実情に即した地域戦略の策定が促進されるよう、補助率の引上げや新規制度の創設等、一層の財政支援を図られたい。

また、補助の対象を地域戦略策定に限定することなく、生物調査や保全活動、フィールドワーク等による住民の意識啓発等の取組等、各市町村が地域に即した生物多様性保全を推進する取組も補助対象に加えるなど、財政措置を拡充されたい。

2 農作物や生活環境への被害をもたらす外来生物の防除に向けた措置の検討及び支援の充実

アライグマやハクビシン等による農作物や生活環境への被害が都内全域で発生しており、アライグマやハクビシン等に関して、数多くの相談が都庁に寄せられているほか、市町村への問合せも多い。

については、獣害防除を効果的に進めるための措置を講じるとともに、自治体が独自に防除を行った際の補助制度である外来種の積極的防除事業の補助率の引上げ、更なる補助期間の延長及び事業計画書における毎年度事業の新規性の撤廃をされたい。

また、現状において生物多様性への取組を本格化させる市町村が増加しているこ

とから、外来生物対策に係る情報提供の継続及び専門的な知識を有する人材の派遣や必要となる物品の貸出し等を行うほか、市が行う緊急駆除はもとより、調査費用等を補助対象とするなど、より一層の支援を図られたい。

### 3 ヒアリを含めた危険な外来生物対策の支援及び国への要請

平成 29 年 6 月に日本国内で初めてヒアリが確認され、大きく報道されたことにより、市民や事業者のアリの同定等に関する関心は依然として高く、また、市民が不安感から過剰に反応し、ヒアリが確認されていない場所でも殺虫剤を使用するなど、在来の生態系に影響を与える行為が発生している。

については、同定支援のための情報提供や必要物品の提供、財政支援など、更なる必要な措置を講じられたい。また、国に対し、正しい知識の普及啓発を行うとともに、国内での定着防止策の実施を求められたい。

要望事項	7 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づく規制基準の遵守のために行う設備投資等の措置に対して、中小企業を対象とする支援制度を構築されたい。

また、環境確保条例の統一的な運用を行うため、支援の充実強化を図られたい。

(説 明)

1 中小企業支援の充実

(1) 騒音、振動、悪臭等の発生源である工場等において、環境確保条例に基づく規制基準の遵守のために必要な設備投資や汚染物質除去等の公害防止措置を講じることが、中小企業にとって経済的負担が大きく、根本的な解決に至らない実情がある。

については、規制基準の遵守を推進するため、安価な簡易調査方法の導入の検討も含め、中小企業の経済的な負担を軽減する新たな制度の導入が急務と考えることから、中小企業を対象とする補助、融資及び税制面等の支援制度を構築されたい。

(2) 事業者に対する対策アドバイザー派遣制度の対象をVOC、土壌汚染に加え、騒音、振動、悪臭等様々な公害・環境対策にも拡大するよう、支援の充実を図られたい。

(3) 高齢化や資金難により廃業することが多い中小・零細企業においては、廃業に伴い土壌汚染状況調査が必要となった場合でも資金が捻出できず、やむを得ず調査を猶予するか、調査義務が果たされないまま放置されてしまうことが多いため、中小・零細企業等への補助金等を創設されたい。

(4) いまだ土壌汚染対策アドバイザー制度の存在を知らない自治体が多く存在しているため、各自治体への説明会の実施等の支援の充実、不動産業者等を土壌アドバイザー制度の対象者とする事等により制度利用対象者を拡充されたい。

2 環境確保条例の運用に関する支援の充実

(1) 環境確保条例は、内容が広範囲にわたっているため、日頃の規制指導業務においては、その解釈や運用に疑義が生じる場面が多い。その際には、環境確保条例逐条解説（以下「逐条解説」という。）又は都民の健康と安全を確保する環境に

関する条例関係ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）を参照とすることとなるが、逐条解説は条例施行以降改訂されておらず、ハンドブックの更新の頻度も高くはない。

については、都に照会のあった事例についてとりまとめ、ハンドブックの内容を定期的に更新する等、都及び各市における条例運用に係る情報の速やかな共有化並びに環境確保条例の改正に合わせた逐条解説の内容について、改正部分に限らない全般的な改訂を検討されたい。

- (2) ダイオキシン類等による大気汚染の未然防止を図るための野焼きや小型焼却炉の取締りといった、現場での指導方法について、研修等の実施により支援されたい。

### 3 化学物質の管理体制の構築

環境確保条例に基づき、都は「化学物質適正管理指針」を定め公表しており、市町村は都と連携して化学物質の適正管理に努めている。また、同条例により、年間100kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所には、適正管理化学物質の使用量報告と化学物質管理方法書の作成が義務づけられている。

通常時、災害時を問わず、適正管理化学物質等が、工場・指定作業場から放出又は流失した際には、迅速な市民への周知等も含め、都と市の連携が不可欠である。

については、市との連絡体制や協力支援体制の構築、対応マニュアルの作成等を早急に検討されたい。

### 4 土壌汚染対策関係事務の適正な運用を行うための支援

- (1) 土壌汚染対策関連の業務は、かねてより専門性の高さが指摘されていたが、各市における年間の処理件数は少ないことから経験が積めないため、土壌汚染対策法政令市以外の技術職職員を置かない市においては、職員の育成が困難な状況である。また、環境確保条例の改正により、職員に求められる専門性が高まり、事務量も増加した。

については、高度な専門性を持つ職員を継続的に育成するため、研修の実施、市から都に対する専門の相談窓口の設置や照会事例の提供、土壌汚染関連情報の情報共有の場を兼ねた区市担当者合同の実務説明会の実施等、あらゆるバックアップ体制の構築により、都において、同一レベルで土壌汚染対策事業が実施されるよう、図られたい。

- (2) 市の窓口においては、不動産関連業者等から、宅地建物取引業法の重要事項に規定されている土壌汚染対策法の要措置区域台帳・形質変更時要届出区域台帳（以下「法台帳」という。）の記載情報のほか、環境確保条例に基づく工場・指定作業場の情報についても、多くの問合せに対応している。これに加え、改正後の環境確保条例では、汚染地に関する台帳が公開されることとなっており、当該

台帳が法台帳と同様の捉え方をされ、問合せが増加することが想定される。

宅地建物取引業法の重要事項に規定されていないこれらの事項について、どこまでを開示するべきか市では判断に苦慮するケースが多く、不動産関連業者からの問合せも多い。

については、一定の業務水準を保つためのルール作りの実施及び不動産取引における一般的な注意事項等に関する各市職員を対象とした研修のほか、不動産関連業者を対象とした研修の実施を検討されたい。

要望事項	8 傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関連する現場対応	要望先 環 境 局
------	---------------------------	-----------

(要 旨)

傷病鳥獣や鳥インフルエンザに対する都民からの問合せや、鳥獣の保護等の現場対応について、都が自ら適切に対応できるよう必要な体制の整備を図られたい。

また、鳥獣行政は、本来、都の業務であるが、やむを得ず初動対応について各自治体に応援を求める場合は、必要機材の提供、財政支援など、必要な措置を講じられたい。

(説 明)

近年、市街地でも多くの中型哺乳類が確認されており、その中には、感染症に罹患したものもいる。さらに、鳥インフルエンザが世界的に流行しており、都内でも高病原性の鳥インフルエンザが発生した。

野生鳥獣の捕獲や死骸の処理等の対応は、施設や土地の管理者の責務ではあるが、一般の市民が疥癬に感染した動物を安全に捕獲することや、鳥類の死骸が高病原性インフルエンザの可能性があるかないかの判断を適切に行うことは困難であり、都の現場対応も十分とは言えない状況にある。

そのため、都として疥癬に感染した動物や鳥インフルエンザに対する現場対応の体制を整備されたい。

また、各自治体は、平日夜間及び休日も含め、都に初動対応を求められた場合には、主管課において、野鳥を対象に、死骸の種類を特定し、回収を行ったうえで、必要な場合は都へ検体を引き渡している。

しかしながら、市には専門的知識を持つ職員がいないため、種類の特定に時間がかかることや、死骸の取扱いにより人獣共通感染症の感染も心配されることから、都が各自治体に応援を求めるに当たっては、専門的知識を持つ都の鳥獣保護管理員との協力体制等も含め、対応に必要な体制や財政支援、必要機材の提供、さらに衛生確保に必要な研修等の措置を講じられたい。

要望事項	9 PCB廃棄物処理に関する支援	要望先 環 境 局
------	------------------	-----------

(要 旨)

PCB廃棄物を処理するには多額の費用が必要であり、市にとってその負担が大きいため、都においては支援措置を講じるとともに、処分関連費用の低減について国に強く要請されたい。

(説 明)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有する安定器等・汚染物の処分期限は、法令より令和5年3月31日まで、低濃度PCB廃棄物は9年3月31日までとされており、これらを保有する事業者にとって、期限内の処分は喫緊の課題となっている。その処理費用について、微量PCB廃棄物の処理に関しては個人や中小企業者等に対する都の助成金制度があるが、市は助成対象外である。

特に、安定器等・汚染物の処分費用は1kgあたり30,240円と高額であることに加え、当該廃棄物の見落としを防ぐために行う対象公共施設のPCB含有安定器の全数調査に係る費用についても、現行では財政支援の対象となっていない。

PCB廃棄物を保有する市にとって処理及び関連費用の負担は非常に大きく、円滑な処理の阻害要因になっているため、都において支援措置を講じられたい。

併せて、「安定器等・汚染物」の処分関連費用の低減について、国に強く働きかけられたい。



要望事項	10 受動喫煙防止対策の推進	要望先 環 境 局 福 祉 保 健 局
------	----------------	---------------------------

(要 旨)

屋外における受動喫煙防止対策及び喫煙マナーの啓発を目的として公衆喫煙所整備などの環境整備及び財政支援を講じられたい。

(説 明)

令和2年4月1日から、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例による屋内での受動喫煙防止対策が全面施行される。このことに伴い、屋外における喫煙の増加が想定される。改正健康増進法では、「何人も、喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」とされており、東京都子どもを受動喫煙から守る条例では、「いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」とされていることから下記のとおり特段の措置を講じられたい。

- 1 受動喫煙を生じさせることのない社会環境の整備の推進を図ることを目的とした市区町村の公衆喫煙所整備に対する補助事業については、継続的に実施すること。
- 2 公衆喫煙所整備については、人が多く集まる場所に市有地がないことも多いと想定されるため、民間の協力も含め、都において、たばこを販売する店舗（コンビニエンスストア）等への働きかけを行うこと。
- 3 受動喫煙防止に関する啓発指導員の配置について補助事業の対象とすること。

要望事項	11 企業誘致制度の更なる充実	要望先 主 税 局 都 市 整 備 局 産 業 労 働 局 環 境 局
------	-----------------	---

(要 旨)

市町村の持続可能な発展に寄与する企業誘致施策を支援するため、都において税の減免や奨励金などの助成制度等、企業誘致制度の拡充を図られたい。

また、企業誘致等に伴う土地の利用転換があった場合の用途地域の変更に当たっては、適切な支援及び助言を願いたい。

(説 明)

東京の強みである産業集積を将来にわたって維持・確保していくため、様々な施策に取り組んでいるものの多摩地域では企業が転出していく状況が続いている。

超高齢社会の到来により、歳入の根幹である個人市民税の減収が想定されるなか、税収の確保を図るためには、企業誘致を積極的に進めていく必要がある。

埼玉県や神奈川県などが実施している市町村の企業誘致制度に上乘せする税制優遇や、都内における事業系用水に関する利用負担が、事業所の都外への流出の要因と考えられ、企業誘致のハンディキャップになっている。については、都においても不動産取得税の減免や奨励金などの助成制度の創設や、市町村独自の補助事業に対する財政支援の導入（間接補助）、事業系用水の確保に係る規制緩和等の負担軽減策など、都内への立地の魅力を高める企業誘致策に、市町村と連携して、主体的・積極的に取り組まれたい。

加えて、企業誘致に関連して大規模な土地利用転換が生じる場合には、その用途地域の変更についても、引き続き広域的な観点から支援及び助言を願いたい。

要望事項	12 自転車安全利用の促進	要望先 都市整備局 建設局 産業労働局 水道局
------	---------------	-------------------------------------

(要 旨)

充実した自転車ネットワーク形成のため、広域的視点に立った都の自転車ネットワーク計画の策定と、都道における自転車走行空間の整備を進められたい。

また、広域サイクリングロードである通称「多摩川サイクリングロード」(たまりバー50)及び多摩湖自転車歩行者道の安全性を高めるため、整備を進められたい。

については、以下の事項について、積極的に取り組まれたい。

(説 明)

自転車走行空間の整備に当たっては、国道、都道、市町村道を合わせた面的な自転車ネットワークを構成することが必要となるため、東京都が自転車ネットワーク計画を策定することにより、多摩地域各市も計画を策定しやすい環境を構築することができる。

また、「多摩川サイクリングロード」(たまりバー50)及び多摩湖自転車歩行者道については、一部に自転車走行空間が明示されていない区間がある等、利用者に交通安全上の危険がある。

については、以下の事項について、積極的に取り組まれたい。

1 自転車ネットワーク計画の策定

- (1) 都として多摩地域も含めて路線ごとの自転車走行空間の整備計画を盛り込んだ自転車ネットワーク計画を策定されたい。
- (2) 幅員の狭い都道における自転車走行の危険性を減らすべく、都道の自転車走行空間の整備を推進されたい。
- (3) 市区町村が策定したネットワークの路線をまとめ、一覧できるようにし、フィールドバックされたい。

2 多摩川サイクリングロード(たまりバー50)・多摩湖自転車歩行者道

- (1) 危険な車道を通行する区間の自転車通行帯、案内標識や歩行者の安全確保のための整備等、国及び東京都の各局が連携し、全区間で統一的な整備を実施されたい。
- (2) 利用者が安全にサイクリングロードにアクセスできるよう、周辺道路等の整備を図られたい。